

被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ業務実施要綱(案)

日本年金機構

第1 目的

本実施要綱は、被保険者記録(コンピュータ記録をいう。以下同じ。)と厚生年金基金加入員記録(以下「基金記録」という。)の突合せ業務について、その正確性及び効率性を確保するため、当該業務に係る手順、審査基準等を定めることにより、もって本突合せ事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2 突合せ業務の概要

本業務は、被保険者記録と基金記録に不一致があったとして、厚生年金基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、①主に厚生年金保険被保険者原票等の紙台帳を確認する第1次審査及び②基金等から提出される証拠書類を確認する第2次審査からなる。

第3 突合せ業務の手順等

1 事務センターにおける対応

基金等から、不一致の理由及びその内容等が記載されたリスト(以下「不一致リスト」という。)等により被保険者記録の調査依頼があった場合は、受付処理を行い、事業所を管轄する年金事務所へ回付する。

2 年金事務所における対応

(1) 第1次審査

旧社会保険庁から基金等へ提供した被保険者記録と基金等が保有する基金記録の基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、資格得喪年月日、標準報酬月額、標準賞与額、被保険者種別、基金番号等を突き合わせた結果、不一致があったとして、基金等から不一致リストにより被保険者記録の調査依頼があったものについて、事務センターから回付があった場合は、受付処理を行った上で、不一致リスト及び紙台帳等を確認し、次のとおり取り扱い、その結果を基金等へ通知する。

①資格得喪年月日、標準報酬月額又は標準賞与額の相違の場合(②に該当する場合を除く。)

ア 紙台帳が基金記録と一致している場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

イ 紙台帳が被保険者記録と一致している場合

(ア) 特定証拠書類(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第29条第1項に基づく通知の写し、事業所の基金編入・脱退時の規約認可書の写し、基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る官報公告の写しをいう。以下同じ。)の添付があり、当該

特定証拠書類が基金記録と一致しており、かつ被保険者記録と一致していない場合又は被保険者記録が法令上の規定がない標準報酬月額であるもの若しくは法令上の取扱いと異なった処理によるものであるもの(1 等級の随時改定等)(以下「法令上あり得ない状態」という。)であり、かつ基金記録は法令上あり得ない状態ではない場合
下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

(イ) (ア)に該当しない場合

被保険者記録の訂正は不要である。

ウ 紙台帳が存在しない場合(オンライン化後の記録であり紙台帳がない場合を含む。)又は判読不能である場合

(ア)特定証拠書類の添付があり、当該特定証拠書類が基金記録と一致しており、かつ被保険者記録と一致していない場合又は被保険者記録が法令上あり得ない状態であり、かつ基金記録は法令上あり得ない状態ではない場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

(イ)上記(ア)に該当しない場合

被保険者記録の訂正は不要である。

エ 紙台帳が基金記録と被保険者記録のいずれにも一致しない場合

(ア)特定証拠書類の添付があり、当該特定証拠書類が基金記録と一致しており、かつ被保険者記録と一致していない場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

(イ)その他の場合

本部に個別に報告する。

②被保険者種別の相違の場合

ア 基金記録が適正であることを示す書類(規約認可書の写し又は規約変更の事業所一覧の写し等をいう。以下同じ。)がある場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

イ 基金記録が適正であることを示す書類がない場合

(ア)日本年金機構(以下「機構」という。)の保有する資料等において確認された事業所の基金加入状況が基金記録と一致している場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

(イ)機構の保有する資料等において確認された事業所の基金加入状況が基金記録と一致していない場合又は当該国記録が存在しない場合

a 事業所台帳の基金加入状況が基金記録と一致している場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

b 事業所台帳の基金加入状況が基金記録と一致していない場合又は事業所台帳が存在しない場合

被保険者記録の訂正は不要である。

③基金番号の相違(基金番号が不明である場合を含む。)の場合

事業所名簿等により、被保険者記録の基金番号の誤りが判明した場合は、正しい基金

番号に訂正し、正しい基金番号の基金(解散基金の場合は企業年金連合会)に対して被保険者記録を送付する。

④氏名、性別又は生年月日の相違の場合

基礎年金番号が付番されている記録については、被保険者記録の氏名、性別又は生年月日の訂正は不要である。

(2)第2次審査

第1次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が適用事業所の調査を行い、本人リスト(基金記録が被保険者記録よりも期間が長い場合又は報酬が高い場合)又は再照会リスト(基金記録が被保険者記録よりも期間が短い場合又は報酬が低い場合)に併せて人事記録等の証拠資料が機構へ提出されたものについて、事務センターから回付があった場合は、受付処理を行った上で、本人リスト又は再照会リスト及び証拠資料等を確認し、次のとおり取り扱い、その結果を基金等へ通知する。

①本人リストによる被保険者記録確認依頼への対応

本人リスト及び証拠資料等を確認し、次のとおり取り扱う。

ア 特定証拠書類が基金記録と一致しており、かつ被保険者記録と一致していない場合
下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

イ 特定証拠書類が被保険者記録と一致しており、かつ基金記録と一致していない場合
被保険者記録の訂正は不要である。

ウ 特定証拠書類が存在しない場合

(ア)参考資料(①人事記録、給与記録、健康保険組合の被保険者記録、雇用保険の被保険者記録、事業所が作成した厚生年金被保険者台帳②又は事業主が基金へ提出した資格取得届・資格喪失届・月額変更届・算定基礎届の控え(不一致に係る期間において、事業主から基金及び国への届出が複写式の様式により行われていたことが確認できる場合に限る。)をいう。以下同じ。)が基金記録と一致しており、かつ被保険者記録と一致していない場合

以下の a 又は b のいずれかに合致するか否かを確認し、合致する場合は本部に個別に報告し、合致しない場合は下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

a 不一致に係る期間において、事業主から基金及び国への届出が複写式の様式により行われていなかったことが確認されるもの

b 保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、厚生年金保険法第27条の規定による届出又は同法第31条第1項の規定による確認の請求がなかったことが確認できるもの

(イ)参考資料が被保険者記録と一致しており、かつ基金記録と一致していない場合又は参考資料が存在しない場合

被保険者記録の訂正は不要である。

(ウ)参考資料が基金記録と被保険者記録のいずれにも一致していない場合又は基金記録と被保険者記録の双方に一致する参考資料がある場合

本部に個別に報告する。

エ 特定証拠書類が基金記録と被保険者記録のいずれにも一致していない場合又は基金記録と被保険者記録の双方に一致する特定証拠書類がある場合

本部に個別に報告する。

②再照会リストによる再調査依頼への対応

再照会リスト及び証拠資料等を確認し、次のとおり取り扱う。

ア 特定証拠書類が基金記録と一致しており、かつ被保険者記録と一致していない場合
下記(3)に従い、取り扱う。

イ 特定証拠書類が被保険者記録と一致しており、かつ基金記録と一致していない場合
被保険者記録の訂正は不要である。

ウ 特定証拠書類が存在しない場合

(ア)参考資料が被保険者記録と一致しており、かつ基金記録と一致していない場合又は参考資料が存在しない場合

被保険者記録の訂正は不要である。

(イ)参考資料が基金記録と一致しており、かつ被保険者記録と一致していない場合

被保険者記録の訂正については、本人等への内容の確認及び記録訂正を行わず、事跡を残す。

(ウ)参考資料が基金記録と被保険者記録のいずれにも一致しない場合又は基金記録と被保険者記録の双方に一致する参考資料がある場合

本部に個別に報告する。

エ 特定証拠書類が基金記録と被保険者記録のいずれにも一致しない場合又は基金記録と被保険者記録の双方に一致する特定証拠書類がある場合

本部に個別に報告する。

③被保険者種別の相違の場合

本人リスト又は再照会リスト及び基金記録が適正であることを示す書類等を確認し、次のとおり取り扱う。

ア 基金記録が適正であることを示す書類がある場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。

イ 基金記録が適正であることを示す書類がない場合

(ア)紙台帳における個人の基金加入状況が基金記録と一致している場合

下記(3)に従い、被保険者記録を訂正する。なお、同一事業所に同一期間に勤務していた者については、紙台帳における基金加入状況が一致していることを確認した上で訂正を行う。

(イ)紙台帳における個人の基金加入状況が基金記録と一致していない場合又は当該紙台帳が存在しない場合

被保険者記録の訂正は不要である。なお、同一事業所に同一期間に勤務していた者については、紙台帳における基金加入状況が一致していることを確認した上で訂正を行う。

(3) 突合せ後の処理

紙台帳、証拠資料等を確認した結果、被保険者記録の訂正を要するものと判断されるものについては、次のとおり取り扱う。

ただし、被保険者記録を訂正することにより、以下の i から iii のいずれかに該当することとなるものについては、被保険者記録を訂正せず、事跡を残す。

- i 法令上の規定がない標準報酬月額であるもの
- ii 法令上の取扱いと異なった処理によるものであるもの(1等級の随時改定等)
- iii 訂正する期間について総務大臣(年金記録確認第三者委員会)が訂正不要とした事案であるもの

①当該被保険者記録の名義人が年金受給者である場合(当該被保険者記録に基づく遺族給付の受給権者がいる場合を含む。)等

ア 被保険者記録の訂正に伴い、既に受給権のある年金の額が増額となる場合又は新たに年金受給要件を満たすことになる場合

(ア)被保険者種別の相違以外の場合

a 本人等への確認

当該被保険者記録の訂正について、本人等に通知を発出し、訂正内容の確認を行う。

b 訂正等の申出があった場合

年金記録の訂正等の申出があった場合は、被保険者記録を訂正するとともに、本人等へ訂正結果を通知する。

c 訂正不要の申出があった場合

年金記録の訂正は不要である旨の申出があった場合は、被保険者記録を訂正せず、事跡を残す。

d 回答がない場合

通知を発出してから 60 日を経過しても回答がない場合は、再度送付する。再送付から 60 日を経過してもなお本人等から回答がない場合は、事跡を残す。

e 本人等への確認ができない場合

本人が死亡しており遺族年金を受給している遺族がいない場合、通知が未送達となった場合など、本人等に被保険者記録の訂正内容を確認できないものについては、その旨を基金等に回答する。

(イ)被保険者種別の相違の場合

a 本人等への通知及び確認

被保険者記録を訂正し、本人等へ訂正内容を通知する。また、併せて年金額再計算の申出の有無について確認を行う。

b 再計算の申出があった場合

年金記録再計算の申出があった場合は、通知を発出した年金事務所において年金額の再裁定を行う。

- c 再計算の申出がない場合
確認の文書を発出してから 60 日を経過しても申出がない場合は、再度送付する。再送付から 60 日を経過してもなお本人等から申出がない場合は、年金事務所
の職権により再裁定を行う。
 - イ 被保険者記録の訂正による年金額への影響がない場合
被保険者記録を訂正し、本人等へ訂正内容を通知する。
 - ウ ア又はイに該当するもの以外である場合(被保険者記録の訂正に伴い、既に受給権のある年金の額が減額となる場合)
 - (ア)被保険者種別の相違以外の場合
被保険者記録の訂正については、本人等への内容の確認及び記録訂正を行わず、事跡を残す。
 - (イ)被保険者種別の相違の場合
 - a 本人等への通知及び確認
被保険者記録を訂正するとともに、本人等へ訂正結果を通知する。また、併せて年金額再計算の申出の有無について確認を行う。
 - b 再計算の申出があった場合
年金記録再計算の申出があった場合は、通知を発出した年金事務所において年金額の再裁定を行う。
 - c 再計算の申出がない場合
確認の文書を発出してから 60 日を経過しても申出がない場合は、再度送付する。再送付から 60 日を経過してもなお本人等から申出がない場合は、年金事務所の職権により再裁定を行う。
- ②当該被保険者記録の名義人が被保険者等の場合(以下③に該当する者を除く。)
- ア 被保険者記録の訂正による年金額への影響がある場合
 - (ア)被保険者種別の相違以外の場合
 - a 本人等への確認
当該被保険者記録の訂正について、本人等に通知を発出し、訂正内容の確認を行う。
 - b 訂正の申出があった場合
年金記録の訂正の申出があった場合は、被保険者記録を訂正するとともに、本人等へ訂正結果を通知する。
 - c 訂正不要の申出があった場合
年金記録の訂正は不要である旨の申出があった場合は、被保険者記録を訂正せず、事跡を残す。
 - d 回答がない場合
通知を発出してから 60 日を経過しても回答がない場合は、再度送付する。再送付から 60 日を経過してもなお本人等から回答がない場合は、事跡を残す。
 - e 本人等への確認ができない場合

本人が死亡しており遺族年金を受給している遺族がない場合、通知が未送達となった場合など、本人等に被保険者記録の訂正内容を確認できないものについては、その旨を基金等に回答する。

(イ)被保険者種別の相違の場合

a 本人等への通知及び確認

被保険者記録を訂正し、本人等へ訂正内容を通知する。

イ 被保険者記録の訂正による年金額への影響がない場合

被保険者記録を訂正し、本人等へ訂正内容を通知する。

③記録訂正を行っても受給資格期間を満たさない60歳以上の被保険者である場合

70歳以上の方であって、今回の記録訂正により追加される記録の期間と現在の記録の期間を合計して120月(10年)以上の方については通知を発出し、70歳未満の方については、全てのケースについて、通知を発出する。

3 事務センターにおける調査等の実施

事務センターへの事務の集約化を行っている都道府県においては、上記2の年金事務所における対応についても、事務センターにおいて実施する。

第4 突合せ業務の適正な実施のための措置

1 書類の保管

不一致リスト等の写し、特定証拠書類及び参考資料、未送達となった通知等は、日本年金機構文書管理規程に基づき、適切に保存する。

2 品質管理

審査結果の正確性を確保するため、基金等への審査結果の通知及び本人等への通知の発出に当たっては、日本年金機構事務処理規定に基づく決裁権者の決裁を受ける。

3 個人情報保護に関する措置

本突合せ事業は多くの個人情報を取り扱うものであることにかんがみ、個人情報保護の法律、規程を遵守するとともに、日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシー・ポリシー)、日本年金機構個人情報保護管理規程等に基づき、個人情報保護管理責任者による個人情報保護管理のための体制整備や取り組みの常時確認、目的外の個人情報の使用やデータ閲覧の防止、個人情報の外部への持出し禁止等を徹底する。

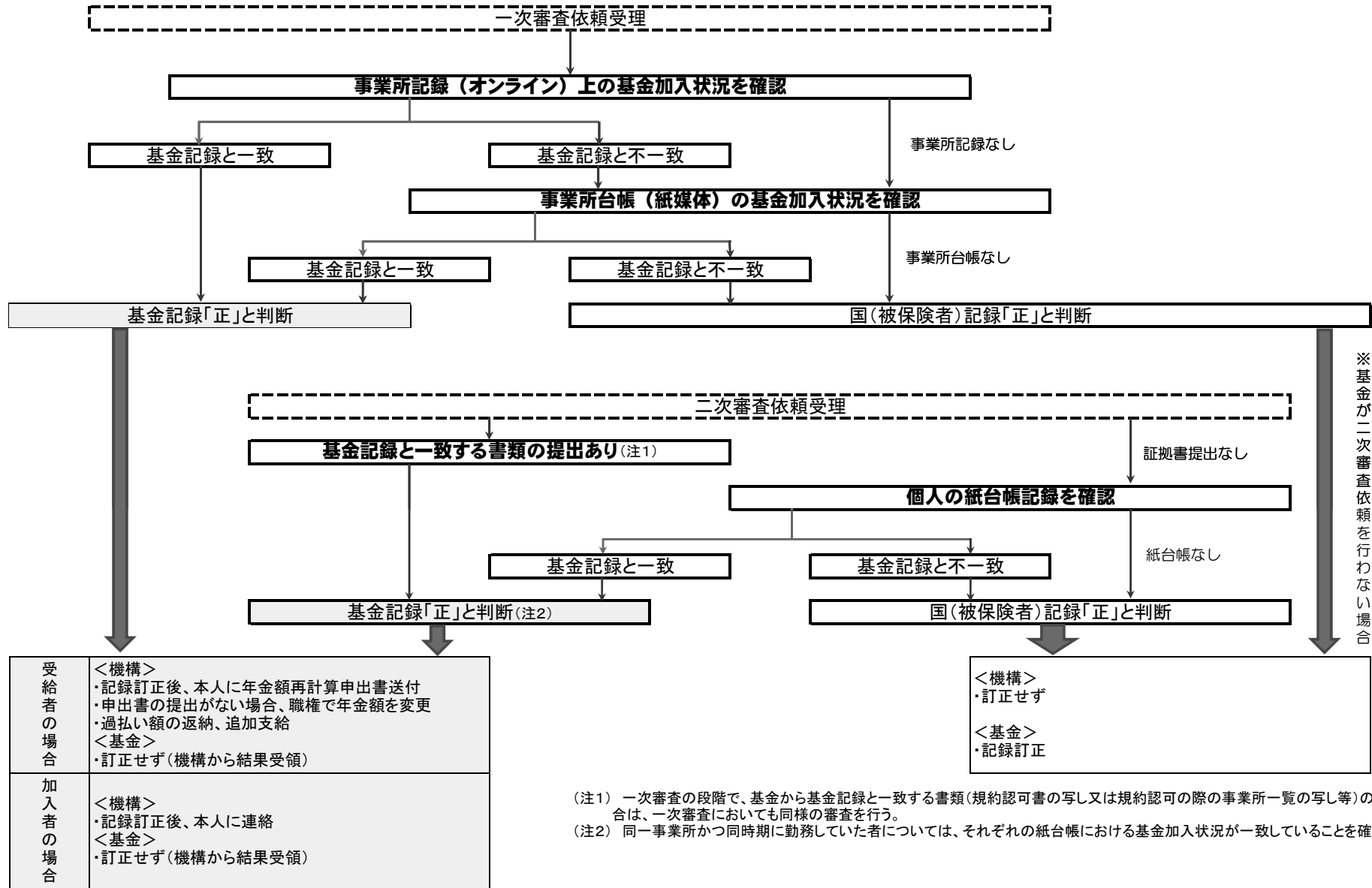
4 その他事項に係る細目

本実施要綱に定めるもののほか、審査の具体的手順、報告様式等の突合せ事業の実施に係る細目については、別途機構において定めるものとする。

第5 厚生労働省への報告等

機構は、定期的に本業務の進捗状況等について、厚生労働省に対して報告を行い、その指示に基づいて、本業務の実施方法等について見直しを行うものとする。

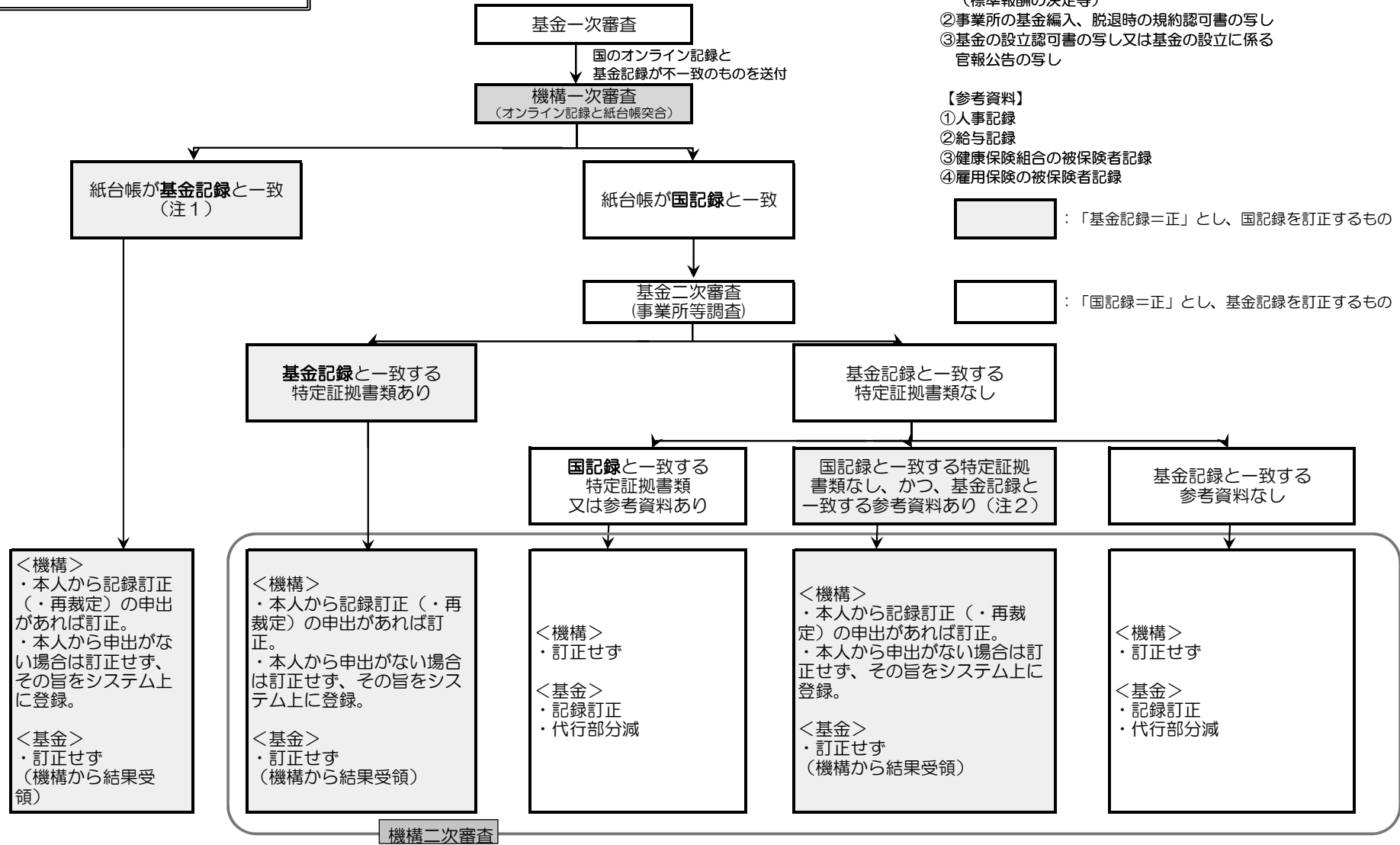
機構第一次審査から機構第二次審査までの流れ(おおまかなイメージ図) <種別相違>



(注1) 一次審査の段階で、基金から基金記録と一致する書類(規約認可書の写し又は規約認可の際の事業所一覧の写し等)の提出がある場合は、一次審査においても同様の審査を行う。
 (注2) 同一事業所かつ同時期に勤務していた者については、それぞれの紙台帳における基金加入状況が一致していることを確認してから訂正。

機構第一次審査から機構第二次審査までの流れ(おおまかなイメージ図) <種別相違除く>

【パターン1】
「国記録<基金記録」の場合



- 【特定証拠書類】
- ①厚年法29条1項に基づく通知の写し
(標準報酬の決定等)
 - ②事業所の基金編入、脱退時の規約認可書の写し
 - ③基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る
官報公告の写し

- 【参考資料】
- ①人事記録
 - ②給与記録
 - ③健康保険組合の被保険者記録
 - ④雇用保険の被保険者記録

□ : 「基金記録=正」とし、国記録を訂正するもの

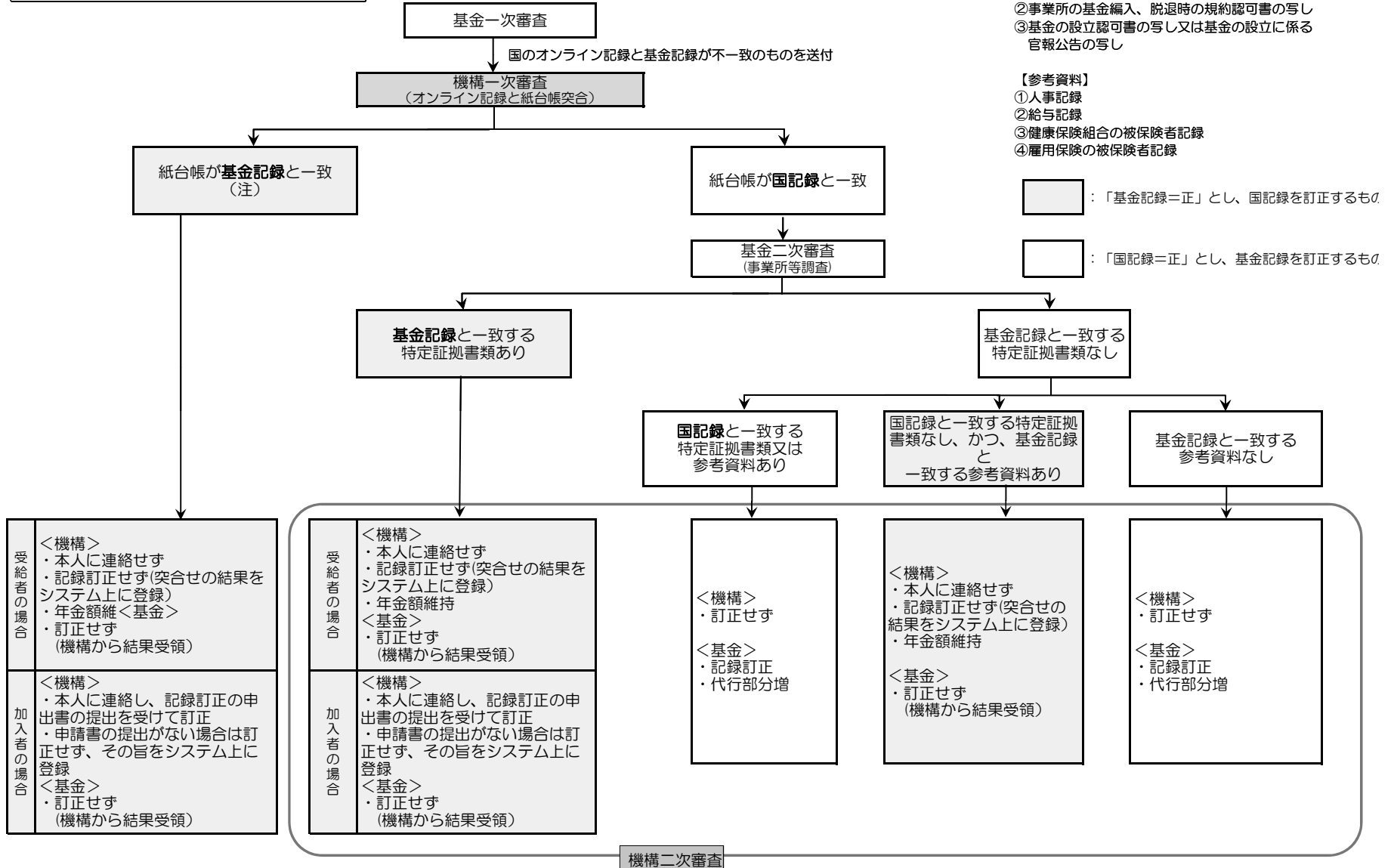
□ : 「国記録=正」とし、基金記録を訂正するもの

(注1) 機構一次審査の段階で、基金から基金記録と一致する特定証拠書類の提出を受けている場合を含む。
(注2) 除外条件に一致するものを除く。

機構第一次審査から機構第二次審査までの流れ(おおまかなイメージ図) <種別相違除く>

【パターン2】

「国記録>基金記録」の場合



(注) 機構一次審査の段階で、基金から基金記録と一致する特定証拠書類の提出を受けている場合を含む。